

# 謝金に関する規定

制定 平成 20 年 4 月 1 日

改訂 平成 31 年 4 月 1 日

改訂 令和 3 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人 e ワーク愛媛

## (目的)

第 1 条 この規程は、当法人が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

## (謝金対象者)

第 2 条 当法人が実施する講座、教育、職業訓練、イベント制作・出演に関わる者（当法人の理事および職員を含む）を、この規程による謝金対象者とする。

## (謝金の対象となる会議)

第 3 条 謝金の対象業務は、当法人が主催する講座、教育、職業訓練、イベント制作に関する会議・打ち合わせ、取材、出演、制作、講演、原稿執筆及び、業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断した業務とする。

## (謝金)

第 4 条 第 3 条に定める業務を遂行した第 2 条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

## (謝金の単価)

第 5 条 謝金の単価は、別表に基づく 1 時間当りの単価を基準とし、謝金対象者との合意により基準以内で単価を設定する。業務を行った時間 15 分を単位として支給し、15 分未満の端数を生じたときは、15 分に切り上げて処理するものとする。

2 前項にかかわらず、原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を 400 字詰に換算して、別表のとおり、400 字詰当たり単価を基準とし、謝金対象者との合意により基準以内で単価を設定する。400 字未満は 400 字に切り上げて処理するものとする。

## (交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第 6 条 第 2 条に定める謝金対象者には、第 5 条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

## (改正)

第 7 条 この規程の改正は理事会にて行う。

## (雑則)

第 8 条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より運用する。

## 謝金に関する規定 別表

## 会議・打ち合わせ

内容の専門性	1時間当り単価（円）
専門性高い	8,000
専門性がある	5,000
一般的	2,000

## 取材、出演、制作

内容の専門性	1時間当り単価（円）
専門性高い	10,000
専門性がある	6,000
一般的	3,000

## 講演、教育、職業訓練の講師

内容の専門性	1時間当り単価（円）
専門性高い	10,000
専門性がある	6,000
一般的	3,000

## 原稿執筆

内容の専門性	400字当り単価（円）
翻訳を要する	12,000
専門性高い	8,000
一般的	5,000

## カウンセリング（キャリアカウンセリングなど）

内容の専門性	1時間当り単価（円）
専門性高い	8,000
専門性がある	5,000
一般的	2,000